

# Zoom利用規約

発効日: 2023年8月11日

この利用規約（以下「**利用規約**」）および Zoom **サービスの説明**（本「**契約**」と総称）を細部まで熟読してください。本契約を取り交わす当事者は、お客様と Zoom Communications, Inc. およびその関連会社（以下「**Zoom**」、または「**当社**」、「**私たち**」）であり、お客様と Zoom が書面によるマスターサブスクリプション契約（**MSA**）を締結していない限り、本契約はお客様によるサービスおよびソフトウェアへのアクセスと使用に適用されます。この場合、当該 MSA はサービスおよびソフトウェアのアクセスと使用にのみ適用され、本利用規約には適用されません。お客様はお客様ご自身として、または法人の代表者として本契約を締結できます。お客様が法人を代表して本契約を締結する場合、お客様は、自らが正当な権限により本契約で該当する法人を拘束する権限を持つ代理人であることを表明したことになります。本契約では、「**お客様**」および「**お客様の**」という表現はすべて、個人として、代表者が代理人として行動している法人として本契約を受諾する者を指します。本契約書に大文字で記載されている用語は、以下の「**Zoom サービスの説明**」またはセクション 34 の該当部分で規定されているとおりの定義が当てはまるものとします。

当社は場合により、Zoom Communications, Inc. または関連会社、あるいはその両方を通じて、本サービスおよびソフトウェアを提供します。お客様は本契約の条件に準拠し、かつ本契約の条件を遵守する場合に限り、本サービスおよびソフトウェアを使用できます。

この契約は、次のような特に重要な条件を含め、さまざまな条件を規定しているため、細部まで熟読してください。(i) セクション 27 では、お客様と Zoom が特定の訴えを裁判ではなく仲裁によって解決するものとする事、およびお客様は Zoom に対する集団訴訟を起こさないものとする事、(ii) セクション 12 および 14 では、定期サブスクリプションの料金と自動更新に特定の規約および条件が適用される事、(iii) セクション 15 では、Zoom はこの「**利用規約**」ならびに当社の「**サービスの説明**」に対し変更、削除、および追加できる事、および (iv) セクション 26 では、お客様が、特定の損害からの回復に関する Zoom の責任を免除し、かつ特定の損害からの回復に関するお客様の権限を放棄すること。お客様は、お客様が本契約書の規定するすべての規約に法的に拘束されることに同意したうえで、お客様がアカウントの作成、または本サービスおよびソフトウェアの使用のみを行うことを認めます。お客様は、本契約を承諾することにより、お客様と Zoom の契約に法的に拘束されます。

## 1. アカウント情報の共有

**1.1 ユーザー名とパスワードの登録。**お客様は、本サービスおよびソフトウェアへのアクセス、または本サービスおよびソフトウェアの使用を目的とした登録にあたり、お客様ご自身に関する情報の提供を義務付けられる場合があります。お客様は「**カスタマーデータ**」を含め、かかる情報が常に正確で完全であること、ならびにカスタマーデータになんらかの誤りおよび欠落があったとしても、その責任が Zoom には一切ないことを表明し、かつ保証します。さらにお客様は、本サービスおよびソフトウェアのアクセスまたは使用を目的としたユーザー名とパスワードを選択するよう求められる場合があります。当社は当社の単独の裁量により、かかるなんらかのユーザー名またはパスワードをお客様が変更することを拒否または要求できます。お客様は、お客様のユーザー名とパスワードのセキュリティを維持する責任の一切をお客様が担うこと、ならびにお客様がいかなるサードパーティに対してもお客様のユーザー名またはパスワードを開示せず、かつアクセス可能な状態にしないことに同意します。

**1.2 共有の禁止。**お客様は、Zoom から事前に書面で明示的に承認を得ている場合を除き、アカウント、ホスト権限、またはほかの個人に対するその他のいかなるユーザー権限も共有できません。お客様は、ほかのいかなる個人とも、上記に関するサインイン認証情報またはパスワードを共有できません。お客様は、かかる権限がいずれも固く共有を禁じられていることを認めます。お客様の本サービスおよびソフトウェアのアクセスもしくは使用の権限は、お客様個人に認められたものであり、譲渡も移転もできません。お客様は、(i) 雇用主との個人の雇用関係もしくはその他の関係が終了した場合（該当する場合）、または

(ii) Zoomが事前に明示的に書面で承認した場合を除き、アカウント、ホスト権限、またはほかのなんらかの個人に対するその他のいかなるユーザー権限も、譲渡または移転できません。

## 2. サービスの注文

**2.1 注文フォーム。** オンラインでの登録または注文フォーム（それぞれ「**注文フォーム**」）を Zoom が承認することで、お客様は本サービスを注文できます。注文フォームに沿って行われた本サービスの注文すべてに、本契約の規約が適用されます。注文フォームには、お客様が注文する本サービスに関連して、Zoom が認め、同意する追加または別の規約、条件、および情報が含まれる場合があります。Zoom の認め同意するなんらかの注文フォームと本契約の間に、なんらかの矛盾または不一致が存在する場合、該当する矛盾または不一致を解消するために必要な限りにおいて、該当する注文フォームが本契約より優先されるものとします。Zoom は、該当する初回サブスクリプション期間中、または現行の更新期間中、お客様の注文フォームに規定されている本サービスとともに、Zoom が同地方のお客様全般に追加料金ゼロで提供する、本サービスのスタンダードな更新も提供します。Zoom は、その独自の裁量により、(i) 本サービスを中断すること、または (ii) 本サービスもしくはソフトウェアの特徴もしくは機能を変更できます。

**2.2 最小コミットメント。** お客様は、該当する初回サブスクリプション期間中または現行の更新期間中に、お客様の注文フォームに規定された最小サービス量を維持するものとします。お客様の注文フォームで指定されている本サービスへの時宜と契約に見合った変更はすべて、次回更新期間の開始と同時に有効になるものとします。ただし、お客様が本サービスの増加をリクエストし、そのサービスの増加が、該当する注文フォームの記載どおりに発効する場合は、この限りではありません。

**2.3 期日を迎えた支払い残高、支払い遅延。** 支払い期日を迎え、支払い義務のある既存サービスの支払い残高が全額支払われるまで、注文フォームで指定されたなんらかの新サービスを提供する義務は、Zoom がないこと、およびこれらの義務に関してセクション 12.7 および 14.3 を含む本契約での当社の権限が制限されないことをお客様は認めます。

## 3. アクセスおよび使用、ソフトウェア ライセンス

**3.1 アクセスおよび使用、ソフトウェア ライセンス。** 本契約の規約および条件に従い、お客様は初回サブスクリプション期間中、または現行の更新期間中に、該当する注文フォームごとに規定されているおりの本サービスのアクセスおよび使用ができます。本サービス、もしくは本サービスのなんらかの一部のアクセスまたは使用にあたり、お客様が Zoom のソフトウェア（以下「**ソフトウェア**」）のダウンロード、使用、もしくはインストールが必要または可能になる場合、Zoom は、該当する初回サブスクリプション期間中または現行の更新期間中に、内部利用を目的として、互換性のあるデバイスでオブジェクトコード形式のソフトウェアを使用するための、または本サービスのアクセスもしくは使用のための限定的かつ撤回可能かつ非排他的かつ移転不可かつ譲渡不可かつサブライセンス不可かつロイヤリティフリーのライセンスをお客様に付与します。本セクション 3.1（および本契約の別途記載）に基づくお客様の本サービスおよびソフトウェアのアクセスおよび使用は、Zoom の独自の裁量により撤回できることをお客様は認め、これに同意します。

**3.2 ドキュメントのライセンス。** Zoom は本契約の規約および条件に従い、該当する初回サブスクリプション期間中または現行の更新期間中、本サービスまたはソフトウェアの使用に関連する内部ビジネス目的に限り、お客様が Zoom の提供する製品およびサービスのドキュメント（以下「**ドキュメント**」）を使用するための限定的かつ撤回可能かつ非限定的かつ移転不可かつ譲渡不可かつサブライセンス不可かつロイヤリティフリーのライセンスをお客様に付与します。

**3.3 所有権。** 本契約のいかなる記載にもかかわらず、サブスクリプションによりお客様に提供される本サービス、ソフトウェア、およびドキュメントは、限定付きライセンスによってお客様に提供されること、およびこれらはお客様に売却されていないことをお客様は認めます。またお客様は、本サービス、ソフトウェア、もしくはドキュメントにおける、またはこれらに対するなんらかの所有権もしくはその他の権限、権原、または利益、またはこれらに関連するなんらかの財産権は、一切取得しておらず、今後も取得することはないことも認めます。ソフトウェアのあらゆるコピーの所有権は、常に Zoom が独占するものとします。ソフトウェアは、ソフトウェアで利用できるソフトウェアとともに提供されるオープンソースソフトウェアなど、サードパーティのライセンス契約に基づき、お客様にライセンスが提供されているコードも含む場合があります。前記の一例をあげると、Zoom は、本サービスおよびソフトウェアを具現化しているすべてのアイデア、アーキテクチャ、アルゴリズム、モデル、技術、ユーザーインターフェース、データベース設計、データベース アーキテクチャ、および「ノウハウ」ごと、本サービスまたはソフトウェア

のあらゆるアップグレード、拡張、新規リリース、変更、および修正における、またはこれらに対するすべての権限、権原、利益を所有します。お客様が本サービス、ソフトウェア、またはドキュメントの全体もしくははなんらかの一部に関する権原を受け取った、保有した、または付与されたと思われることがあったとしても、そのいかなる場合においても、これらの権原は常に Zoom が独占するものとします。本サービス、ソフトウェア、またはドキュメントのいずれも、またこれらのいかなる一部も、米国特許法第 101 条 17 項の定義する意味での「職務著作物」であり、かかるものと見なすものとします。

#### 4. 使用およびエンドユーザーに関する責任

**4.1 本サービスの使用、エンドユーザーの責任。** お客様は、ご自身が本契約のすべての規約と条件を順守し、コンプライアンスを徹底するとともに、お客様のエンドユーザーも本契約のすべての規約と条件を順守し、コンプライアンスを徹底するよう取り計らうものとします。禁じられている場合、サービスは適用されません。お客様およびお客様のエンドユーザーによる、本サービスおよびソフトウェアのアクセスおよび使用の責任は、お客様にあります。お客様は、すべてのエンドユーザーが本契約の規約および条件、ならびに適用可能な Zoom のポリシーすべてを順守するよう徹底することも含め、お客様のあらゆるエンドユーザーの活動の責任を負います。お客様がなんらかのサードパーティに、本サービスまたはソフトウェアへのアクセスを許すか、可能にするか、またはその他の方法で提供した場合、かかるアクセスを Zoom が明示的に許可していたかどうかとは無関係に、かかるサードパーティの作為および不作為の責任が、依然としてお客様にあることをお客様は認めます。

**4.2 エンドユーザーまたはサードパーティによる違反。** お客様が本サービスまたはソフトウェアへのアクセスを許すか、指示するか、または可能にしたエンドユーザーまたはその他のなんらかのサードパーティが、本契約に違反した場合、Zoom にはかかる違反の責任または賠償責任が一切ないものとします。お客様がなんらかの理由により本サービスまたはソフトウェアの使用に関連して本契約の違反を認識した場合、お客様には Zoom 宛て ([trust@zoom.us](mailto:trust@zoom.us)) に連絡する義務があります。

**4.3 コンテンツおよびデータの賠償責任。** いかなる事情があっても、Zoom は本サービスの使用中に閲覧されたデータまたはその他のコンテンツに対して一切義務を負いません。なお上記には、かかるデータまたはその他のコンテンツのいずれかに含まれる誤りまたは欠落、またはなんらかのデータまたはその他のコンテンツの利用、アクセス、アクセス拒否の結果として生じるあらゆる種類の損失または損害を含むものとします。

**4.4 使用状況の調査。** Zoom は、その独自の裁量により、Zoom の知るところとなった一切の苦情および違反について調査できるものとし、かつその独自の裁量により、警告、本サービスもしくはソフトウェアの停止または切断、該当するデータもしくはその他のコンテンツの削除、アカウントもしくはエンドユーザープロフィールの終了、またはその他の合理的な対処を含む、なんらかの対処を施すことができるものとします。

#### 5. システム要件、変更

お客様が本サービスおよびソフトウェアを使用するには、1つまたは複数の互換デバイス、インターネットアクセス、および特定のサードパーティ製ソフトウェアが必要です。またお客様は随時、本ソフトウェアもしくはサードパーティ製ソフトウェアの更新もしくはアップグレードを取得する必要性が生じる可能性があります。結果としてお客様に追加のコストが発生する場合があります。本サービスおよびソフトウェアを使用するには、ハードウェア、ソフトウェア、およびインターネットアクセスが必要となるため、お客様が本サービスにアクセスし、使用する能力は、前記のパフォーマンスに左右される可能性があります。高速インターネットアクセスをおすすめします。お客様による本サービスおよびソフトウェアのアクセスまたは使用に適用されることがある一切の料金は、ハードウェア、ソフトウェア、インターネットアクセス、またはテキストメッセージの料金も含めすべて、お客様が単独でそのすべての責任を負います。前記の要件がお客様の責任であり、Zoom はその独自の裁量により、特定のオペレーティングシステム、デバイス、ないしはプラットフォームにおける本サービスもしくはソフトウェアの可用性または互換性を打ち切ることができることを、お客様は認めます。

#### 6. ベータ版サービスの使用

Zoom が提供するか利用可能にしているなんらかのベータ版のサービス、製品、またはソフトウェアをお客様が使用する場合、お客様は、お客様にかかるサービス、製品、またはソフトウェアの使用が、本契約ではなく、別途設けられた「[ベータ版プログラム利用規定](#)」により規定されることを認めます。

## 7. レコーディング

お客様には、ホストまたは電話のホストとして実行する会話のモニタリングまたはレコーディングについて規定する法すべてを順守する責任があります。ホストまたは電話のホストは、たとえばミーティング、ウェビナー、電話をレコーディングすることを選択できます。お客様は本サービスを使用することで、Zoomがレコーディングを保存することを承認したものと見なされます。レコーディングが有効になった場合、通知（視覚的な表示など）が届きます。レコーディングされることに同意しないお客様は、ミーティングまたはウェビナーから退出できます。

## 8. 禁止された使用法

お客様は、お客様ご自身が直接であれ間接的であれ以下を行わないこと、かつお客様のいかなるエンドユーザーに対しても、直接であれ間接的であれ、以下の行為を許さないことに同意します。(i) 当社の[利用ガイドライン](#)（本記載により本契約の一部となる）に違反する形で本サービスまたはソフトウェアを使用すること、(ii) ソースコード、プロセス、データセットもしくはデータベース、管理ツール、開発ツール、サーバーまたはホスティングサイトを含め、本サービスもしくはソフトウェアを支えるなんらかのテクノロジーの変更、カスタマイズ、逆アセンブル、逆コンパイル、派生物の用意、リバースエンジニアリング、またはアクセス試行、(iii) 故意または過失により、Zoomのネットワーク、お客様のアカウント、ホストの権限、もしくはその他なんらかのユーザー権限、またはサービスを乱用もしくは阻害する方法、またはこれらに干渉する方法で、本サービスおよびソフトウェアを使用すること、(iv) 適用法下で違法と見なされる活動、詐欺、虚偽、または誤解を招く行動に関与すること、(v) サードパーティの所有権の侵害、乱用、もしくは違反になるなんらかの素材を本サービスまたはソフトウェアを通じて伝送すること、(vi) 本サービスまたはソフトウェアのなんらかの特徴、機能、もしくはグラフィックスであれ、その競合製品もしくは競合サービスの構築、またはベンチマーク作成を行うこと、(vii) 実質上、本サービスまたはソフトウェアと類似するサービスまたはソフトウェアの開発、製造、もしくはマーケティングのために本サービスまたはソフトウェアを使用すること、(viii) 本サービスまたはソフトウェアを使用して、中傷、脅迫、非常識、もしくはわいせつなメッセージまたは素材、なんらかの当事者の財産権を侵害するかこれに違反するメッセージまたは素材、または適用法下で法に抵触もしくは違反する方法、または民事責任もしくは刑事責任を発生させるメッセージまたは素材をやり取りすること、(ix) いかなる形で本サービスもしくはソフトウェアの害、無効化、破壊、悪影響を引き起こすか意図している、または本サービスもしくはソフトウェアのほかのユーザーの情報もしくはデータ、あるいはほかのハードウェア、ソフトウェア、ネットワークの情報もしくはデータを害するか害する意図のある、なんらかのソフトウェア、カスタマーコンテンツ、もしくはコードをアップロードまたは転送すること、(x) 本サービス、ソフトウェア、またはサービスもしくはZoomのセキュリティシステムに接続されたなんらかのサーバーもしくはネットワークの害、無効化、過負荷、機能障害、またはその他の干渉もしくは阻害を引き起こす可能性のあるなんらかの活動に関与するか、かような方法で本サービス、ソフトウェア、もしくはお客様のアカウントを使用すること、(xi) Zoomのなんらかのポリシーまたは適用法（スパム防止法、輸出入規制、知的財産法、プライバシー法、テロ防止法、ならびにオーディオおよびビデオレコーディングの対象の同意を義務付けるその他の法を含む）に違反して本サービスもしくはソフトウェアを使用すること、(xii) 本サービスもしくはソフトウェア（そのなんらかのコピーを含む）の上で、または本サービスもしくはソフトウェア（そのなんらかのコピーを含む）を使用して、提供されるなんらかの占有権通知を削除、消去、変更、または曖昧化すること、(xiii) 本サービスもしくはソフトウェアのリース、賃貸、もしくは販売、もしくは再現、再販、配布、公開、表示、譲渡、移転、サブライセンス、貸与、タイムシェアリングもしくは商用での使用の対象にするか、これらに使用するか、これらを提供すること、または本サービスもしくはソフトウェアを本契約で明示的に許可されていないなんらかの用途（商業用途およびその他の用途）で使用すること、または(xiv) 本契約により、またはお客様とZoomのその他の書面での明示的な合意により、明示的に許可されていない限り、いかなる理由もしくは方法であっても、本サービスもしくはソフトウェア自体、または本サービスもしくはソフトウェアのなんらかの特徴もしくは機能をなんらかのサードパーティが利用できる状態にすること。

## 9. 法の順守

お客様およびお客様のエンドユーザーによる本サービスおよびソフトウェアのアクセスならびに使用に適用される一切の法（適切なエンドユーザー通知を提供する義務、エンドユーザーから適切な同意を得る義務をお客様に負わせる法を含む）をお客様およびお客様のエンドユーザーが順守する責任は、お客様が単独で担います。なお、ZoomおよびZoomの承認したサードパーティに対し、カスタマーコンテンツのアクセス、使用、共有を許可するには、前記の同意が必要になる場合があります。お客様は、本サービスおよびソフトウェアのアクセスおよび使用を含め、お客様が本契約によって負う義務事項に関連するすべての

適用法をお客様ご自身で順守するとともに、お客様のあらゆるエンドユーザーがかかる適用法を順守するよう徹底するものとします。

## 10. データ使用、ライセンス、責任

**10.1 カスタマー コンテンツ。** お客様またはお客様のエンドユーザーが、サービスまたはソフトウェアに関連して生成/提供するデータ、コンテンツ、コミュニケーション、メッセージ、ファイル、ドキュメントなどは、これらに付随する文字起こし、レコーディング、出力、視覚的表示物などのコンテンツとあわせて「**カスタマー コンテンツ**」と称されます。

**10.2 許可対象の使用とカスタマー ライセンスの付与。** Zoom は次の理由でのみカスタマー コンテンツに対してアクセス、処理、使用を行います（「**許可対象の使用**」）。(i) 本契約に対する一貫性と Zoom の義務の履行およびサービス提供の必要性 (ii) [Zoom プライバシー ステートメント](#) の遵守 (iii) お客様による認可/指示 (iv) 法律上の必要性 (v) [Zoom 利用ガイドライン](#) の適用など、法律上、安全上、セキュリティ上の目的。お客様は、許可対象の使用に必要な恒久的、グローバル、非排他的、ロイヤリティフリーかつサブライセンスおよび譲渡が可能なライセンスおよびその他の権限を Zoom に付与するものとします。

**Zoom は、オーディオ、ビデオ、チャット、画面共有、添付、その他のコミュニケーション関連のカスタマー コンテンツ（投票結果、ホワイトボード、リアクションなど）を使用して Zoom またはサードパーティの AI モデルをトレーニングすることはありません。**

**10.3 お客様のカスタマー コンテンツに関する Zoom の義務。** Zoom は、カスタマー コンテンツの不正な開示やアクセスを防止するために、適切な物理的および技術的な保護手段を維持します。カスタマー コンテンツの不正な開示または不正アクセスが、Zoom の知るところとなった場合、Zoom はお客様に通知するものとします。Zoom は、サービスまたはソフトウェアの提供に関するコンサルタント、契約業者、サービスプロバイダー、サブプロセッサ、および Zoom が承認したその他のサードパーティと連携できるものとします。Zoom は承認済みサードパーティとのカスタマー コンテンツの共有が、適用法に準拠するよう徹底するものとします。

**10.4 お客様の責任。** お客様は、カスタマー コンテンツに関連するすべての法律および規則（カスタマー コンテンツの使用、ライセンス付与、生成のためにサードパーティの同意を得ること、およびサードパーティの権利に関する適切な通知を行うことを要する法律など）の遵守について単独で責任を負います。万一コンテンツが本契約の条項または適用法に違反していることを Zoom が知るに至った場合、Zoom にはお客様に一切通知しなくても随時、かかるコンテンツを削除する権限があります。お客様は、本契約で付与されるライセンスやその他の権限の対象となるカスタマー コンテンツの全所有権を保持します。

**10.5 サービス生成データ。** Zoom が、お客様およびお客様のエンドユーザーによるサービスまたはソフトウェアの使用に関連して収集または生成する、遠隔測定データ、製品使用データ、診断データ、および類似のデータは「**サービス生成データ**」と称されます。Zoom は**サービス生成データ**に関するすべての権限、肩書、権原を所持します。

## 11. 適格性、子どもによる使用の制限

**11.1 適格性。** お客様は、ご自身が本契約を締結して本サービスおよびソフトウェアを使用できる法定年齢に達していることを認めるものとします。お客様は、ご自身が本契約の定める規定、条件、義務、主張、表明および保証の締結および順守する能力と法的資格が十分に備えていることを認めるものとします。万一お客様が本契約を締結できる法定年齢に至っていないか、またはその他の理由により、本契約を締結し、本サービスおよびソフトウェアを使用する資格を持たないことが、当社の知るところとなった場合、お客様のアクセス権は警告なく終了される場合があります。

**11.2 子どもによる使用への制限。** 教育機関向け Zoom (K-12) を使用する教育機関の登録利用者（[Zoom サービスの説明](#)に定義）を通じて使用する場合を除き、16歳未満の個人が Zoom を使用することは、意図されていません。

## 12. お支払いと料金

**12.1 料金。** お客様のクレジットカード、デビットカード、またはお客様が選択して Zoom が承認したその他の支払いメカニズム（「**支払い方法**」）に対して、お客様が本サービスを通じ、該当する注文フォームの指定もしくはその他の方法でお客様が使用もしくは注文した本サービスの使用に関連して、お客様に支払

い義務があり、支払い期日を迎えている全額（セットアップ料、一回限りの手数料、非定期的な手数料、超過料金、従量制料金、サブスクリプション料金、定期料金、および本サービスまたはお客様のアカウントに関連するすべての手数料および料金（「料金」）を Zoom が請求できることに、お客様は同意するものとします。セクション 13 に規定されているとおり、注文フォームに別途明示的な指定のない限り、すべての料金には、税金および手数料は一切含まれていません。お客様は、支払いが適切なタイミングで行われるようにするため、お客様の支払い方法をただちに更新することに同意します。お客様が支払い方法を変更しても、お客様の料金に対し、Zoom が合理的に対応できるまでは、お客様の選択した支払い方法への Zoom の料金請求に反映されないものとします。さらにお客様は、お客様にお客様のお取引先銀行または該当する支払いネットワークから提供された更新済み支払い方法のあらゆる情報を使用すること、およびお客様の現在の主要な支払い方法が却下された場合であっても、当社のシステムに保存されている、お客様の現在の主要な支払い方法の詳細を使用して、かかる支払い方法に請求することを Zoom に許可することに同意します。Zoom はさらに、お客様の予備的支払い方法が提供されている場合、かかる方法を使用する権限を留保します。お客様は、予備的支払い方法を追加することにより、万一お客様の主要な支払い方法が拒絶された場合は、Zoom が該当する料金を全額、お客様のいかなる予備的支払い方法に対してでも請求し、処理できることを承認します。

**12.2 キャンセルできず、返金を受けられない料金。** 初回サブスクリプション期間または現行更新期間（該当する場合）の支払いはいずれもキャンセルできず、最終的で返金できないものとします。ただし、Zoom との同意、法的義務、またはお客様の注文フォームの規定により別途定めのある場合は、この限りではありません。

**12.3 価格設定の変更。** Zoom はその独自の裁量により、サービス価格を随時変更できます。お客様の料金の変更については、Zoom は事前通知から少なくとも (i) 30 暦日前の通知、または (ii) 適用法で定められた期間の通知を行うものとします ((i) と (ii) はそれぞれ「料金変更通知」)。お客様の注文フォームの規約により禁止されている場合を除き、お客様の料金の変更はすべて、お客様の次回更新期間の開始と同時に、または適用法に従い算出される別の日付に発効するものとします。お客様が料金変更通知の対象サービスの終了または変更を望む場合、該当する料金変更通知の所定期間内に、対象のサービスを終了もしくは変更する必要があります。お客様が対象の料金変更通知期間内に対象サービスの変更を行わなかった場合、お客様から工程の明示的な回答を得ることを適用法が義務付けていない限り、お客様はお客様の料金に対する変更を受諾したものと自動的に見なされるものとします。適用法により義務付けられている場合、当社はお客様の終了と変更の権限、該当する期間がある場合はその期間、および終了しない場合の結果についてお客様へのリマインダーを行います。

**12.4 販促用の料金および割引。** 注文フォームに指定されている価格には、販促用の価格、割引、セール、または特典が反映されている場合があります。これらのプロモーション価格、割引、セール、または特典は一時的なもので (i) 特典の規約に応じて、または (ii) 更新期間の開始と同時に、有効期限が切れる可能性があります。割引または販促用の価格設定の有効期間が満了すると、注文フォームで指定されている場合または適用法で義務付けられている場合を除き、お客様への追加の通知なしで期限切れとなる場合があります。Zoom は、その独自の裁量により、販促、割引、販売、特別提供を中止または変更する権限を留保します。

**12.5 料金の回収。** Zoom がお客様の支払い方法を通じて本サービスにかかる料金を回収できない場合には、適用法で禁止されていない限りにおいて、何であれ Zoom がかかる料金をお客様から徴収するために必要と見なされるその他の手続を実行すること、およびかかる徴収活動に関連して Zoom が支出したあらゆる費用（徴収料、訴訟費用、弁護士費用を含む）についてはお客様が負担することに、お客様は同意するものとします。さらに、法により禁止されていない限り、支払い期限が過ぎても支払われない料金に対して、Zoom は月あたり 1.5% の利息または法により許される最高額の利息のいずれか低い方を徴収できることに、お客様は同意します。

**12.6 サポート サービスおよび更新。** Zoom は初回サブスクリプション期間中または該当するすべての更新期間中、一般的には Zoom から同じ地域で同様の状況にあるお客様全般に提供する、(i) Zoom の現行ドキュメントの規定に沿ったスタンダードサポート（Zoom ヘルプセンターを参照）、および (ii) 本サービスおよびソフトウェアのスタンダードな更新を追加コストゼロで提供するものとします。適用法および本契約の規約に従い、Zoom は (a) Zoom のスタンダードサポートを変更し、スタンダードサポートの料金をお客様に請求する権限、ならびに (b) 本サービスのなんらかの更新、またはなんらかのプレミアムな特徴もしくは機能の料金をお客様に請求する権限を留保します。

**12.7 支払い不履行による終了または停止。** セクション 14.3 を含む、本契約のほかの条項が規定する当社の権限を制限することなく、期日を過ぎた料金の支払いの不履行が 5 暦日間続いた場合、Zoom は事前通知なく即座にお客様への本サービスを終了、停止、または切断できます。

**12.8 請求に関するコミュニケーション。** お客様がマーケティングに関するコミュニケーションまたは通知の受信を拒否しているかどうかとは無関係に、請求に関するコミュニケーションなど、お客様による本サービスの使用に関連する情報を含むメールまたはその他の方法で、Zoom は随時、お客様に連絡できることに、お客様は同意します。

**12.9 撤回、クーリングオフ期間。** 適用法下で、お客様の撤回する権限、またはクーリングオフ期間により本サービスを終了できる期間に基づいて、お客様が本サービスを終了する期間が設けられている場合、お客様は適用法に従い、対象の本サービスの終了を要求できるものとし、該当する場合は、前払いした料金のうち日割り計算で求めた未使用分料金の払い戻しを受けることができます。お客様は、撤回もしくはクーリングオフの期日に先駆けて本サービスが開始された場合、またはお客様に撤回もしくはクーリングオフの権限がある期間中に本サービスを解約しなかった場合、お客様は本セクション 12.9 による終了の権限を失うことを認めます。本セクション 12.9 のいかなる規定にも、適用法下が制限または排除できないとしているお客様の権限の制限または排除する意図は一切ありません。

## 13. 税

**13.1 税金および手数料。** 法により義務付けられているとおり、Zoom が別途明示的に指定していない限り、Zoom が提示するすべての価格、およびお客様のアカウントに課される本サービスの料金は、税金および手数料を含みません。該当する場合、税金および手数料は、適用法に準拠して Zoom が発行する請求書で、請求されます。Zoom はその独自の裁量により、(i) 支払われるべき税金と手数料の金額を算出し、かつ (ii) お客様への通知なく、かかる金額を変更するものとします。

**13.2 VAT 請求書。** 法律により義務付けられている場合、Zoom は VAT 請求書、または関連する税務当局が VAT 請求書として扱う文書をお客様に発行します。お客様は、同請求書が電子形式で発行される場合があることに同意します。

**13.3 免税。** お客様が税金または手数料を免除される場合、お客様は、該当するすべての適切な免税証明書、および/または該当する免税状態を裏付ける適切な税務当局の指示に従っているその他の文書を Zoom に提供するものとします。Zoom は、免税書類を確認および検証する権利を留保します。所定の免税書類が提供されないか効力を持たない場合、適用可能な税金および手数料をお客様に請求する権限を Zoom は留保します。

**13.4 税金の支払いおよび源泉徴収。** お客様は、適用可能なあらゆる税金および手数料を Zoom に支払うものとし、お客様が単独でこれらの税金および手数料の責任を担うものとし、本契約に基づき、お客様が Zoom に行うすべての支払いは、適用法で定められている税金および手数料の控除または源泉徴収を差し引いて行われるものとし、いかなる支払いにおいてであれ、当該の控除または源泉徴収（国内外の源泉徴収税など）が必要となった場合、お客様は必要な当該追加料金を支払い、Zoom が受け取る正味金額が、本契約に基づきお客様に支払い責任がある料金と一致するようにするものとします。Zoom は、本契約に基づく支払いに関する税金の源泉徴収額または控除額を減額もしくは除外するための合理的要求に従い、該当する納税様式をお客様に提供するものとします。また、お客様は Zoom の要求があれば、適用法下で源泉徴収税証明書を Zoom に送付する必要がある限り Zoom に同証明書を提供し、Zoom はお客様への通知なしで然るべき税務当局に同証明書を提供することに同意するものとします。

**13.5 付加価値税 - お客様の義務事項。** 逆請求またはその他の類似メカニズムを通じて、Zoom ではなくお客様が税務当局に対して税金および手数料を支払う必要がある場合、お客様は、有効な VAT 登録番号（または関連する VAT 法で義務付けられた同様の情報）など、Zoom がお客様の業種を証明するために必要となる適切な証拠をすべて、Zoom に提供するものとします。Zoom は、VAT 登録番号を確認および検証する権利を留保します。提供された VAT 登録番号が有効でない場合、Zoom は適用可能な VAT をお客様に請求する権限を留保します。誤解を避けるために記すと、逆請求またはその他の類似メカニズムを通じてお客様が VAT を税務当局に支払う必要がある場合、お客様は、Zoom が必要な全額を受け取るように、関連する税務当局にその金額を支払う責任を単独で負います。

**13.6 税額の決定。** 税額は、カスタマー データに基づき、お客様が事業を設立している所在地を基準として、または個人のお客様の場合は、お客様が恒久的に居住する所在地を基準として、決定されます。この所在地を Zoom は「販売先」住所として定義するものとします。Zoom は、お客様の所在地情報が正確で

あるかどうかを検証するために、この場所をほかの利用可能な証拠と相互参照する権限を留保します。お客様の所在地情報が不正確である場合、Zoom は未払いの税金および手数料をお客様に請求する権限を留保します。

**13.7 利用および享受。** お客様が Zoom サービスを購入し、これらの本サービスが、本利用規約のセクション 9 (e) で定めるお客様の所在地とは異なる国でお客様の子会社によって利用および享受される場合、お客様は、必要に応じて、これをお客様の子会社への供給物として扱うことを確認します。お客様が本サービスのサブスクリプションを購入し、かつセクション 13.6 に沿って判断されるお客様の所在地とは異なる国の支店、または個人が本サービスを利用および享受する場合、お客様は、割り当てられた本サービスについて Zoom に通知することを約束し、Zoom がこれらの本サービスの利用および享受に基づいて税金および手数料を請求する権限を留保することを認めます。

**13.8 税務当局への開示。** セクション 17.4 や [政府によるリクエスト ガイド](#) などと同様に、本契約に記載された Zoom の通知義務に関係なく、Zoom は適用税法に従い機密情報を含めた顧客情報を税務当局に開示できます。情報の開示前後にお客様への通知は行われません。

## 14. 期間の終了および停止

**14.1 期間の自動更新。** 各注文フォームが、お客様の初回サブスクリプション期間および該当する一切のサービス更新期間について規定します。お客様の注文フォームに別途記載のある場合、または適用法により自動更新が禁止されている場合を除き、本サービスの各更新期間は、具体的な場合に依り、現行の初回サブスクリプション期間または更新期間の終了と同時に始まるものとします。ただし、かかる注文フォームの規定に従い、(i) 次回更新期間が開始する 30 暦日以上前までに、または (ii) 適用法により義務付けられた通知期間内に ((i) と (ii) を合わせて以下「**更新通知期間**」と総称) いずれかの当事者が書面で本サービスの終了または変更を通知した場合は、この限りではありません。お客様が対象の本サービスを終了または変更するには、更新通知期間に準拠して、Zoom に請求ポータル (お客様のアカウントで利用可能な場合) または [renewals@zoom.us](mailto:renewals@zoom.us) 宛でのメールで通知する必要があります。なお、適用法に従い、お客様がなんらかの法的権限により、初回サブスクリプション期間中、または所定のなんらかの更新期間が本条項の適用を受けないうちに、本サービスを早期終了することが認められており、かつ適用法により義務付けられている場合、当社は、更新期間の開始日に先立って (かつ本契約に規定された通知期限に準拠するか、適用法によりお客様に適用されるその他の期限に準拠して)、対象の本サービスを終了する権限および終了方法について、お客様に再通知するリマインダー通知を送付するものとします。

**14.2 お客様による終了。** お客様がご自身のアカウントおよびサービスを終了する方法に関する情報については、[こちら](#) をご覧ください。お客様が特定の期間、特定の 1 つまたは複数のサービスのサブスクリプションを購入している場合、お客様がセクション 14.1 でおりの適切な通知を遅滞なく行う限り、かかるサブスクリプションの終了は、該当する各サービスの現行期間の最終日に、該当するサービスに反映されるものとします。Zoom が本契約に大きく違反し、かつ Zoom がお客様から書面で当該違反に関する通知を受けてから 30 日以内に、当該の重大な違反を是正しない場合、お客様は書面で契約終了を通知することにより、本契約を終了させることができます。お客様からの通知には、本契約のうちお客様が Zoom の違反を主張する具体的条項を明記したうえで、かかる違反の根拠になるとお客様が主張する事実および状況の詳細情報を合理的な範囲で説明するものとします。

**14.3 Zoom の終了権限と停止。** 本契約のいかなる記載にもかかわらず、お客様が本契約のいずれかの条項、または参照したいずれかのポリシー、ガイド、通知、もしくはステートメントのいずれかの規定を順守しなかった場合、Zoom は (i) お客様の本サービスへのアクセスをただちに停止すること、または (ii) 本契約を即日付けで終了することができます。Zoom がお客様のサービスの停止を選択した後も、引き続きコンプライアンスが守られない場合、Zoom は本セクション 14.3 に記載した Zoom の終了権限のいずれかまたはすべてを行使できます。さらに Zoom は任意の理由で、または理由がなくとも、30 営業日の事前通知により本契約を終了できます。

**14.4 終了または停止の効果。** 本契約のいかなる終了においても、お客様は終了と同時に本サービスおよびソフトウェアの以後の使用を停止する必要があります。ただしセクション 14.5 で付与されているなんらかのアクセス権については、例外とします。本契約のいかなる有効期間満了または終了によっても、すべての料金に関するお客様の支払い義務は影響を受けないものとし、該当する有効期間満了または終了より早く、かかる料金の支払い期限に達する場合があります。なおこれには、適用法により禁止されていない限り、本契約が終了した場合には、Zoom がお客様から以前に支払われた料金をすべて保持できることも含まれます。お客様が本契約を順守しなかったためにお客様の本サービスが停止されている場合、お客様は

かかる停止期間中にお客様に支払い義務があり、期日に達している料金すべての賠償責任を負うものとします。

**14.5 終了後のカスタマー コンテンツの削除およびアクセス。** Zoom は本契約の有効期間満了または終了から 30 暦日間、お客様のカスタマー コンテンツを取得するためのアクセス権をお客様に提供するものとし、以後はお客様のカスタマー コンテンツが、適用法、本契約、および Zoom の定期削除プロトコル、ポリシー、手順に準拠して削除されるものとします。セクション 14.5 に規定された期間中のアクセスはすべて、本契約の適用および支配下で、お客様に提供されます。

## 15. 本契約の変更

**15.1 一般的な変更。** Zoom は本セクション 15.1 に準拠して随時、本契約に対する変更、削除、追加（「変更」）を施すことができます。本利用規約に対する変更は、[こちら](#)に掲載されるか、Zoom サービスの説明（[こちら](#)）内に掲載されるものとし、お客様はその最新バージョンを定期的に確認するとともに、最新バージョンをファイル形式で保存するものとします。変更が加わったとき、Zoom はかかる変更の発行日を、[こちら](#)にある本利用規約の先頭、または[こちら](#)にある Zoom サービスの説明の先頭に明示するものとします。本契約が変更されても、仲裁（該当する場合）を拒否する機会が新たに生じることはありません。かかる変更の発効日後もお客様が本サービスの使用を続行する場合、お客様は、修正後の規約および条件に同意したことになります。状況によっては、Zoom がなんらかの変更についてお客様に通知し、変更への明示的な同意確認をお客様に求める可能性があります。適用法に従い、なんらかの変更で具体的な通知が必要になった場合には、Zoom が適用法の指定するおりの方法で、お客様の権限に関する必要な通知とともにかかる通知をお客様に提供するものとします。

**15.2 その他の変更。** お客様は、Zoom がお客様への通知の有無にかかわらず、お客様による本サービスの使用に適用される同様のガイド、ステートメント、ポリシー、および通知について、該当するウェブページに更新済みバージョンを掲載することで、Zoom のガイド、ステートメント、ポリシー、および通知に変更、削除、追加を施しうることに同意します。ほとんどの状況で、お客様がポリシーおよび通知の具体的な更新を受信するには、承認済みメールを使用することで、かかるウェブページを購読できます。

**15.3 変更通知。** Zoom が随時お客様に送付しうる通知を受け取るためにメールアドレス情報を常に最新状態にしておく責任、および本[利用規約](#)および本[サービスの説明](#)をレビューすることで、定期的に本契約をレビューする責任は、お客様が負います。

## 16. ZOOM の所有権、フィードバック

**16.1 フィードバック。** お客様またはお客様の従業員、請負業者、代理人またはエンドユーザーが、本サービスまたはソフトウェアに関連する新しい特徴または機能などの変更を提案または推奨するなど、本サービスまたはソフトウェアに関するアイデア、ノウハウ、概念、拡張機能、推奨事項、またはその他の情報を含む、本サービスまたはソフトウェアに関するフィードバック、コメント、提案、質問などを送信、伝送、またはその他の方法で提供する場合（以下「[フィードバック](#)」と総称）、お客様は、(i) かかるフィードバックにおける、およびかかるフィードバックに対する所有権、あらゆる権限、権原、および利益は、これらにおけるあらゆる所有権も含め、すべて Zoom が所有しており、Zoom が保持するものとする、および (ii) Zoom は、お客様もしくはいかなるサードパーティに対しても、いかなる種類であれ一切の帰属表示、金銭的補償、返金を行わず、何であれあらゆる目的にフィードバックを使用できるとともに、かような使用の義務を負わないことを認めます。お客様は本記載により、お客様を代表して無条件かつ撤回不可能な形で、すべての関連所有権も含め、かかるフィードバックにおける、およびかかるフィードバックに対する所有権、あらゆる権限、権原、および利益を Zoom に譲渡し、かつかかる譲渡に同意します。同時にお客様は、お客様の従業員、契約業者、代理人、およびエンドユーザーが、無条件かつ撤回不可能な形で、無条件かつ撤回不可能な形で、すべての関連所有権も含め、かかるフィードバックにおける、およびかかるフィードバックに対する所有権、あらゆる権限、権原、および利益を Zoom に譲渡し、かつかかる譲渡に同意するよう取り計らうものとします。すべてのフィードバックは、Zoom がその独自の裁量により、特定のフィードバックを機密情報から除外することを選択するまで、機密情報として取り扱われるものとします。

**16.2 Zoom の財産の所有権。** Zoom、Zoom の関連会社、ライセンサー、およびサプライヤー（該当する場合は、(i) 本サービスの生成データすべて（セクション 10.5 の規定どおり）、(ii) すべてのフィードバック（セクション 16.1 の規定どおり）、(iii) 本サービスおよびソフトウェア、ならびに本サービスおよびソフトウェアで具現化されているか、含まれているか、提供もしくはサポートのために使用されている

か、あるいは別の形で本サービスもしくはソフトウェアと関連しているか、関連して提供されている、あらゆる基礎またはその他のテクノロジーならびに知的財産（そのすべての関連所有権を含む）、および (iv) サービスまたはソフトウェアと関連付けられているか、一緒に表示されるすべての登録名、商標、サービスマーク、トレードドレス、ロゴ、アイコン、徽章、記号、インターフェース、およびその他のデザイン、ドメイン名、および企業名、およびこれらと類似のもの（登録済み、または未登録を問わない）（以後「Zoom のマーク」）、および前記 Zoom のマークのいずれかと関連付けられたグッドウィル（以上すべてをまとめて「Zoom の財産」と総称）を所有し、かつこれらの所有権を留保するものとします。Zoom から事前に書面による明示的な同意を得ないまま、Zoom のマーク、または Zoom のその他の占有素材もしくは占有情報（画像、テキスト、ページレイアウト、フォームを含む）のフレーミングを行うこと、またはフレーミング技術を利用して前記占有素材もしくは占有情報を組み込むことは許されません。当社から事前に書面による明示的な同意を得ないまま、Zoom のマークを利用したメタタグもしくはその他の「隠しテキスト」を使用しないでください。Zoom のマークを使用する権限が本契約によってお客様に提供されることは、ありません。

**16.3 権限の留保。** Zoom は、本契約で明示的にお客様に付与されていないあらゆる権限を留保します。お客様またはなんらかのサードパーティに対し、本契約のいかなる条項も、暗黙の了解、放棄、禁反言、またはその他のいかなる方法であろうと、本契約で明示的に付与された限定付きの権限およびライセンス以外には一切、本契約または本サービスもしくはソフトウェアに関連して提供された Zoom のいかなる財産またはその他の知的財産における、またはこれらに対する、いかなる所有権またはその他の権限、権原、もしくは利益も付与しません。

## 17. 機密保持

**17.1 定義。** 「機密情報」の意味は、次のとおりです。(i) Zoom に関しては、情報を運ぶ形式もしくは媒体が何であれ、ビジネス情報、開発計画、製品ロードマップの詳細情報、システム、戦略計画、ソースコード、サービス、製品、価格設定、方式、プロセス、財務データ、プログラム、取引上の秘密、ノウハウ、およびマーケティング計画など、本契約、本サービスもしくはソフトウェアに関連して、Zoom により、または Zoom のために、または Zoom に代わって、直接または間接的にお客様またはエンドユーザーに開示されたあらゆる情報に加え、前記の情報および（「機密」という表示があってもなくても）機密情報に指定されている情報、または機密情報であることをお客様もしくはお客様のエンドユーザーが知っているか合理的に理解すると思われる情報から派生した情報すべて（「Zoom の機密情報」）。また (ii) お客様に関しては、お客様により Zoom に開示されるあらゆる情報のうち、(a) 適用法により機密保持が義務付けられている情報、または (b) お客様により「機密」であることが明確かつ明かに表示された、機密性の高いセキュリティ情報および技術情報（「お客様の機密情報」）。カスタマー コンテンツは、お客様の機密情報ではありませんがセクション 10.3 に準拠して保護されるものとします。

**17.2 除外。** 機密情報には、(i) 情報を受領した当事者が、受領時にはすでにかかる情報を正当な方法で知っており、かかる情報の機密性を保持する義務がなかった情報、(ii) 受領当事者またはなんらかのサードパーティの作為もしくは不作為により、公知または公に入手可能になる情報、(iii) 本契約に制限を課したり違反したりすることなく、正当な方法でサードパーティから受け取っている情報、または (iv) 受領当事者が開示当事者の機密情報を使用するまでもなく独自に開発していた情報は含まれません。

**17.3 機密保持義務。** お客様および Zoom はそれぞれ、同等の機密性を持つ自らの情報の保護対策と同等以上、かついかなる場合にも合理的な注意義務水準以上の手段を使用して、相手方の機密情報の機密性を維持するべく合理的な対策を取るものとします。お客様および Zoom はいずれも、該当する機密情報の共有が本契約に関連して不可欠であり、かつ本契約の条項と同等以上の守秘義務に拘束されている自社の従業員、顧問、および弁護士を除いては、いかなる人物もしくはエンティティに対しても、相手方当事者の機密情報を開示しないものとします。前記の許可された開示に加え、Zoom は本契約の条項と同等以上の守秘義務に拘束されている自社のコンサルタント、請負業者、サービス プロバイダー、サブプロセッサ、およびその他のサードパーティに対しても、お客様の機密情報を開示できるものとします。

**17.4 許可された強制開示。** 本セクション 17 の制限にもかかわらず、Zoom のほかのいかなる権限（セクション 13.8 に記載された通知なしでの公開権限を含む）も制限することなく、当社は当社の[政府によるリンクエラストのガイド](#)もしくは適用法の要件に従って、本契約、本サービスもしくはソフトウェアに関連して受け取ったお客様の機密情報を開示できます。ただし、Zoom は、該当する通知または適時の通知の提供が以下に該当する場合は、この限りではありません。(i) 法により禁止されている、または (ii) Zoom がその独自の裁量により、(a) なんらかの人物もしくはなんらかの人物の健康を害するリスクまたは潜在的リス

ク、(b) 財産を損なうリスクまたは潜在的リスク、(c) 緊急事態、または (d) サービス、ソフトウェア、または Zoom の権限もしくは財産への脅威。

## 18. サードパーティの所有権

お客様は、お客様ご自身がいかなる形であれ、お客様もしくはお客様のエンドユーザーによる本サービスもしくはソフトウェアの使用に関連して、なんらかの著作権を持つ素材、商標、または他者の所有権に侵害、乱用、もしくはその他の方法で違反しうるその他の占有的な素材を、該当する所有権者から事前に書面による同意を得ないまま、掲載、変更、配布または複製しないこと、および前記の行為をお客様のいかなるエンドユーザーにも許さないことに同意します。お客様は、お客様またはお客様のエンドユーザーによる本サービスもしくはソフトウェアの利用に関連し、本契約に基づいて提供される、カスタマー コンテンツのすべてを自らが作成したか、該当するカスタマー コンテンツを提供するため、かつカスタマー コンテンツすべてを Zoom の提供形式で受け取るために必要な権限を自らがすべて取得し、保有していることを表明し、かつ保証します。Zoom 他者の財産権を侵害しているとされるあらゆるエンドユーザーに対し、本サービスへのアクセスを拒否できるものとし、かつ Zoom がかかる財産権者から通知（削除要請など）を受けた際には、保存されているカスタマー コンテンツを削除できるものとし、上記を制限することなく、本サービスに関連してお客様の所有権が侵害されたと思われる場合は、こちらの指定どおりに Zoom に通知してください。

## 19. APPLE iOS 関連利用規定

お客様は、Apple App Store から Zoom アプリケーションにアクセスすること、またはダウンロードすることにより、Apple の「[Licensed Application End User License Agreement](#)（英語）」（以下「**Apple 規約**」）に同意したものと見なされます。Apple 規約と本契約の間に矛盾がある場合、本契約が優先されます。

## 20. 医療機器

お客様は、本契約に基づき提供される Zoom サービスおよびあらゆる本ソフトウェアが、たとえ個別の業務提携契約の対象であったとしても、米国食品医薬品局によって認可されたいかなる医療機器、製品またはサービスは、包含、構成、およびその他のいかなる形でも含まず、したがっていかなる疾病、疾患または症状の診断、治療、緩和、治療または予防も、用途として意図されていないことに同意します。

## 21. サードパーティの連携および製品

本サービスもしくはソフトウェアは、サードパーティの製品およびサービス（「**サードパーティ製品**」）と相互運用できる場合、連携できる場合、またはこれらの内部または組み合わせにおいて使用できる場合があります。Zoom は、Zoom またはサービスがサードパーティ製品を支持、承認、またはサポートするかどうかにかかわらず、いかなるサードパーティ製品のプロバイダーの行為または不作為、またはサードパーティ製品の操作（データのアクセス、変更または削除を含む）に関する責任も一切なく、本記載により、これらの一切の賠償責任を放棄します。Zoom は、いかなるサードパーティ製品の相互運用、統合、またはサポートも保証しません。Zoom は、サードパーティ製品の相互運用、統合、またはサポートの中断につながりかねない本サービスまたはソフトウェアの変更も、その独自の裁量により随時、実施できます。お客様がサードパーティ製品を購入するかどうか、またはサードパーティ製品に接続するかどうかは、お客様がその独自の裁量により判断します。このためお客様によるサードパーティ製品の使用には、該当するサードパーティ製品の規定のみが適用されます。

## 22. 輸出制限

お客様は、本サービスおよびソフトウェアの全体または一部が、米国輸出規制規則第 15 条 Parts 730～774 の対象であること、かつ Parts 730～774 および米国財務省の外国資産管理局（以下「**OFAC**」）の維持する各種プログラム（まとめて「**輸出管理および制裁法**」と総称）を含む国別輸出管理および貿易制裁法（以下「**輸出管理および制裁法**」）のほかの条項の対象となる可能性があることを認識します。Zoom は、そのサービスおよびソフトウェアに適用される米国の輸出分類番号を要求に応じて提供します。お客様およびエンドユーザーは、輸出管理および制裁法に反して、本サービスまたはソフトウェアの一部または関連する技術情報もしくは技術資料を、直接的または間接的に、アクセス、使用、輸出、再輸出、転用、譲渡、開示することはできません。お客様は以下を表明し、保証するものとします。(i) お客様およびお客様のエンドユーザーが、(a) 米国の貿易制裁またはその他の重大な貿易制限の対象となる国または地域（キューバ、イラン、北朝鮮、シリア、およびウクライナのクリミア地方、ドネツク地方、またはルハン

ク地方を含む)の市民ではなく、その国または地域内に所在していないことに加え、かかる国もしくは地域において、またはかかる国もしくは地域に対して、お客様およびお客様のエンドユーザーが本サービスもしくはソフトウェアのアクセスもしくは使用、または本サービスもしくはソフトウェアの輸出、再輸出、仕向け地変更、譲渡を行わず、(b) 米国財務省の特別指定国民および凍結者リストまたは制裁回避者リストに記載されている個人ではなく、かかるリストに記載された者に単独もしくは合計で50%以上所有されていないこと、および(c) 米国商務省の輸出権限剥奪者リスト、エンティティリスト、未証明者リスト、もしくは米国国務省の核拡散関連リストに含まれる人物、またはかかる人物の関係者ではないこと、(ii) ベラルーシ、ミャンマー(ビルマ)、カンボジア、中国、ロシア、もしくはベネズエラに存在するお客様もしくはお客様のエンドユーザーが、Zoomのサービスもしくはソフトウェアを米国輸出規制C.F.R. 744.21第15項で軍事的と見なされる最終用途に使用しないこと、(iii) お客様もしくはお客様のエンドユーザーが作成もしくは送信する、カスタマーコンテンツの一切が、輸出管理および制裁法に基づくいかなる開示、転送、ダウンロード、輸出または再輸出の制限の対象にもなっていないこと、および(iv) お客様およびお客様のエンドユーザーが、米国商務省または米国財務省が管理する米国の反ボイコット法に違反する、または罰則を科される行動をとらないこと。本条項に特に含まれる国のリストは、輸出管理および制裁法に準拠して国または地域が追加または削除された場合に、更新されたものと見なすものとします。お客様は、単独で輸出管理および制裁法を遵守し、当該法律の変更を監視する責任があります。

### 23. 高リスク用途の除外と安全な使用

本サービスおよびソフトウェアは、核施設、航空機用航行または管制システム、航空管制、生命維持、戦闘指揮、または兵器システムの操作を含め、フェイルセーフ制御を必要とする危険または高リスクな環境で使用されることを意図して設計されていません。お客様は、いかなる高リスク環境においても、本サービスおよび本ソフトウェアを使用してはならないものとします。お客様はさらに、運転中、歩行中など、お客様、お客様のエンドユーザー、または他者のリスクが発生したり結果として生じたりする状況に全神経が注がれず、安全性に欠ける方法では、本サービスまたはソフトウェアを使用しないことに同意します。

### 24. 保証の否認

本サービスおよびソフトウェアは「現状有姿」で提供され、Zoom およびその関連会社、サプライヤー、ライセンサーは、明示的または暗示的なあらゆる種類の保証(市場性の保証、特定用途への適合性、非侵害を含む)をすべて明白に放棄することに、お客様は同意するものとします。Zoom およびその関連会社、サプライヤー、ライセンサーは、(i) 本サービスまたはソフトウェアの使用により発生する可能性のある結果に関して、(ii) 本サービスまたはソフトウェアを通じて得られるなんらかの情報の正確性または信頼性に関して、または(iii) 本サービスまたはソフトウェアがユーザーの要求事項を満たすこと、または中断しないこと、適時であること、安全であること、もしくは誤りのない状態であることに関して、何も保証せず、何も表明しません。本サービスまたはソフトウェアの利用を通じ、お客様がダウンロードするか、その他の方法で取得するなんらかの素材またはデータはすべて、お客様ご自身の判断と責任によるものです。本サービスまたはソフトウェアを使用した結果としてお客様が被る損害はすべて、お客様ご自身のみの責任となります。本サービスまたはソフトウェアの使用またはパフォーマンスに起因するすべてのリスクは、同じくお客様が負うものとします。カスタマーコンテンツ、およびカスタマーデータ、ユーザー情報、またはユーザー間の通信内容を含む、いかなるデータについても、ZOOMは一切責任を負わないものとします。本サービスおよびソフトウェアの使用は、お客様ご自身の責任です。

### 25. 補償

適用法により禁止されていない限り、お客様は、(i) お客様またはお客様のエンドユーザーによる本サービスまたはソフトウェアの使用、(ii) お客様もしくはお客様のエンドユーザーによる本契約の違反または適用法の侵害、(iii) なんらかの人物またはエンティティの持つなんらかの所有権もしくはその他の権限に対する、お客様またはお客様のエンドユーザーによる侵害もしくは違反、(iv) お客様とお客様のエンドユーザーとの関係、またはお客様とお客様のエンドユーザーの間の紛争、または(v) お客様もしくはお客様のエンドユーザーの作為もしくは不作為による、サードパーティの人身傷害もしくは財産損害に起因もしくは関連する、あらゆるサードパーティの申し立て、請求、手続、責任、損害、または費用(合理的な弁護士費用を含む)から、Zoom およびその関連会社と当社の各ライセンサーおよびサプライヤー(「**補償対象者**」)をかかえる補償対象者の役員、取締役、従業員、株主、会員、コンサルタント、および代理人も含めて補償し、保護し、かつ免責することに同意します。

## 26. 賠償責任の制限

本章はお客様に対する Zoom の賠償責任の制限を規定しているため、本章を注意深くお読みください。

ZOOM およびその関連会社、および各ライセンサー、およびサプライヤーには、以下のいずれに該当する責任も一切ないものとします。

- 特別損害、付随的損害、間接損害、派生的損害、懲罰的損害
- 事業利益の損失、事業の中断、事業情報の損失、事業機会の喪失
- システムデータ、カスタマー コンテンツ、もしくはカスタマー データに対する不正なアクセス、損失、削除、または変更
- 代替品または代替サービスの調達に関連する費用
- 本サービスの終了、停止、中断、またはサービスの切断
- お客様のインターネット サービスの障害、ダウンタイム、またはメンテナンス
- 当社による技術的またはその他のサポート サービスの不履行、または
- 本契約に起因または関連するすべての請求を累計した賠償総額が、当該請求の原因となった出来事または状況に先立つ 12 か月間にお客様が本サービスに対して実際に支払った金額（存在する場合）を上回る損害。

この対象損害の除外と適用可能な損害の制限は、不法行為（過失または無過失責任を含む）、法令、契約、またはその他の法理論で生じるかどうかにかかわらず、たとえ Zoom、Zoom の関連会社、または Zoom のライセンサーまたはサプライヤーが、かかる損害がお客様に発生する可能性について知らされていたとしても、またお客様への救済措置がその本質的な目的を果たせない場合であっても、本契約に起因または関連するすべての請求、義務および責任に適用されます。

一部の州および行政管轄区では、特定の対象損害の除外、または賠償責任の制限を認めていないため、上記の制限は、適用法下で対象損害の除外または賠償責任の制限が禁止されていない範囲において、お客様に適用されます。

## 27. 紛争の解決、仲裁合意、および集団訴訟の放棄

お客様は、拘束力のある仲裁によって、Zoom との特定の紛争を解決することに同意します（以下「**仲裁合意**」）。仲裁とは、裁判官または陪審員団ではなく仲裁人が紛争を裁定することを意味します。両当事者は、あらゆる種類のクラスアクション、集合的訴訟、大量訴訟、私選弁護人訴訟、またはその他の代表訴訟を起こす権限、またはこれらに参加する権限を明示的に放棄します。本仲裁合意は、以前のすべてのバージョンを上書きします。

**27.1 対象の紛争。** お客様と Zoom は、関連するソフトウェア、ハードウェア、統合、広告またはマーケティング コミュニケーション、お客様のアカウント、またはお客様と Zoom の関係もしくは取引に関連するあらゆる側面を含め、本契約または本サービスに起因または関連してお客様と Zoom の間で生じるあらゆる紛争または訴え（以下「**紛争**」）を、法廷ではなく、拘束力のある仲裁によって解決することに同意します。本仲裁合意の趣旨にのっとり、紛争は、本契約の本バージョンおよび以前のいかなるバージョンが存在するより早期に紛争自体もしくは紛争に関わる事実が発生した紛争、および本契約の終了後に発生する可能性のある請求も含むものとします。訴訟や仲裁が提起されたか、訴訟や仲裁が将来提起される可能性があり、結果としてお客様に影響を与える可能性があります。お客様が本仲裁合意に同意すると、お客様のこれらの訴訟への参加が、影響を受ける場合があります。

**27.2 仲裁の例外。** 本仲裁合意は、お客様または Zoom のいずれかが提起する次のような請求については、仲裁を義務付けられないものとします。(i) 裁判所の要件を満たし、請求が個人単位のみに限られる場合の少額訴訟、および (ii) 商標、トレードドレス、ドメイン名、企業秘密、著作権、および特許を含む知的財産権に関わる請求。

**27.3 非公式の紛争解決を最優先。** 私たちは、仲裁を必須とせず、あらゆる紛争に対処したいと考えています。お客様が Zoom に対する紛争を抱えている場合には、かかる紛争の解決に向け、ともに協力できるように、仲裁を開始する前に、個々の申請（「**仲裁前申請**」）を「ATTN: Litigation Department, Zoom Communications, Inc., 55 Almaden Blvd, San Jose, CA 95113」に宛てて郵送してください。仲裁前申請は、一個人の立場で一個人に関わる事柄を扱う場合にのみ、有効です。複数の個人を代表した仲裁前申請では、参加している個人全員の申請が無効となります。仲裁前申請の必須記入項目は、(i) お客様のお名

前、電話番号、郵送先住所、お客様のアカウントと関連付けられたメールアドレス、(ii) お客様の弁護士の名前、電話番号、郵送先住所（弁護士を立てた場合）、(iii) お客様の紛争の説明、および (iv) お客様のご署名です。同様に、Zoomがお客様との紛争を提起する場合、Zoomは、お客様のZoomアカウントに関連付けられたメールアドレスに宛てて、個別での仲裁前申請を記載し、上記の必須記入項目を書き込んだメールを送信します。お客様またはZoomのいずれかが仲裁前申請を提出してから60暦日以内に紛争が解決されない場合、仲裁を提起できます。お客様またはZoomが、セクション27.2(2)に規定の仲裁の例外に当てはまる請求を伴う紛争を提起する場合、本セクション27.3はかかる紛争に適用されません。お客様は、本セクション27.3の順守が仲裁開始の前提条件であること、および本非公式紛争解決手続のすべてを完全に順守しないうちに申し立てられた仲裁は、仲裁人が棄却することに同意するものとします。

**27.4 仲裁手続。** セクション27.3に規定されている非公式の紛争解決手続が終了した後、お客様またはZoomのいずれかが仲裁開始を希望する場合、開始側当事者は、相手方当事者に仲裁申請を送付する必要があります。お客様からの仲裁申請はすべて、セクション27.3に記載されているZoomの訴訟対応部門の住所に送付されるものとします。Zoomは、お客様のZoomアカウントと関連付けられたメールアドレス宛てに、またはお客様が弁護士を立てている場合は、該当する弁護士宛てに、仲裁申請を送付するものとします。お客様およびZoomは、連邦仲裁法（以下「FAA」）が本仲裁合意を支配することに同意します。なんらかの理由でFAAを適用できない場合は、お客様の居住地の仲裁手続を規定する州法が適用されます。

適用される仲裁人は、お客様の居住地により異なります。お客様がカリフォルニア州居住者である場合、ADR Services, Inc.（「ADR Services」）がその仲裁規則（<https://www.adrservices.com/services-2/arbitration-rules> 参照）にのっとって仲裁します。お客様がカリフォルニア州居住者でない場合、仲裁はNational Arbitration and Mediation（「NAM」）がNAMで運用している「Comprehensive Dispute Resolution Rules and Procedures（英語）」（詳細は<https://www.namadr.com/resources/rules-fees-forms>を参照）に基づいて管理するものとします。本契約と仲裁人の規則に矛盾がある場合、本契約が優先されます。所定の仲裁人が仲裁できない場合、両当事者で代わりの仲裁人を選択するものとします。代わりの適切な仲裁人について両当事者が合意できない場合は、両当事者は米国仲裁法第9条5項に従って仲裁人を指名するよう管轄裁判所に依頼するものとします。どの仲裁機関が管轄権を有するかについて紛争が起きた場合、その紛争を解決するために、NAMの仲裁人が任命されるものとします。

仲裁審査は、お客様とZoomが別の場所について書面で合意しない限り、デフォルトであるビデオミーティングを通じて、遂行されるものとします。一人の仲裁人が任命されます。仲裁人は、損害賠償、宣言または差止による救済、および回復可能な費用を裁定できます。仲裁判断は、管轄権のある裁判所で（判決等を介して）執行されるものとします。ただしかかる仲裁の裁定には、Zoomとほかの個人が関わるほかの仲裁または裁判手続を妨げる効果は、ないものとします。本契約を適用できるかどうか、非良心的かどうか、または執行可能かどうかに加え、仲裁へのあらゆる弁明など、仲裁開始時の仲裁可能性に関する問題の解決については、所定の仲裁人が排他的権限を持つものとします。ただし、セクション27.6に規定の集団訴訟の放棄については、同セクションが強制不可能、違法、無効、または無効化可能であるという訴え、または同セクションの違反があったという訴えもすべて含め、これらを支配する専属的権限が裁判所に帰属します。

仲裁が始まってから仲裁人が任命されるまでの間に、少額裁判所（セクション27.2(1)を参照）の手続を要請された場合、当該仲裁は管理上終了したものとして扱われるものとします。少額裁判所の管轄権に関する論争はすべて、少額裁判所の判断により決するものとします。お客様の紛争で、お客様またはZoomが少額裁判所の選任に対して異議を申し立て、かかる選任は執行不可能であると管轄裁判所が判断した場合、お客様の紛争に関しては、該当する選任のみが本仲裁合意から削除されるものとします。ただしかかる裁判所の判断には、Zoomとほかの個人が関わるほかの仲裁または裁判手続を妨げる効果はないものとします。

**27.5 陪審審理の放棄。** 裁判所に訴え、裁判官または陪審員の前で裁判を受ける憲法上および法律上の権利をお客様およびZoomは本記載により放棄します。上記セクション27.2に別途規定がある場合を除き、お客様およびZoomは、むしろすべての紛争を本仲裁合意どおりの仲裁によって解決するよう選択することになります。仲裁判断の法廷審査は、きわめて限定的な審査に留まります。仲裁での証拠開示手続は、限定的になる場合があり、裁判より手続が合理化されています。

**27.6 集団訴訟の放棄。** お客様およびZoomは、下記セクション27.7に別途規定がある場合を除き、それぞれが相手方に対して、クラスアクション、集会的訴訟、代表訴訟、または大量訴訟によらず、個人単位でのみ訴えが可能であることに同意し、両当事者は、なんらかの紛争を集団、集合、代表または集団訴訟

での提起、審理、管理、解決または仲裁の対象とする権限を本記載により放棄します。本仲裁合意に従い、仲裁人は、救済を求める個人の当事者のみを対象とし、かつ、当該当事者の個別の訴えにより保証される救済の提供のために必要な範囲に限って、確認または差止請求での解決を選択できます。本仲裁合意に反する場合があったとしても、裁判所が、特定の請求または救済請求（公的な差止命令による救済請求など）に関し、さらなる上訴または訴訟ができない最終決定として、本セクション 27.6 の制限が無効または執行不能であるとの判決を下した場合、該当する特定の請求または救済請求（およびその特定の請求または救済要求のみ）を仲裁の対象から除外し、カリフォルニア州サンノゼにある州立裁判所または連邦裁判所で審理されることに、お客様および Zoom は同意します。本サブセクションは、お客様または Zoom が、訴訟でのクラス全体の和解に参加することを妨げるものではありません。

**27.7 ベルウェザー仲裁。** 仲裁の管理と解決の効率性を高めるため、お客様および Zoom は、同一の法律事務所もしくは法律事務所グループもしくは組織が、連続する 180 日間に、いずれかの当事者に対する実質上同様の性質の個別仲裁申請を 51 件以上担当または支援する場合（「一括手続」）、両当事者は 16 件の個別仲裁申請（各当事者とも 8 件ずつ）を選択して仲裁プロセスを進める（「ベルウェザー仲裁」）ものとし、両当事者はベルウェザー仲裁の対象外となった残りの申請を保留し、提出しないものとし、Zoom は 16 件のベルウェザー仲裁に必要な仲裁人の費用のみを支払うものとし、1 年以内に手続を行うという要件を含む下記セクション 27.10 の制限条項は、ベルウェザーに選ばれなかった仲裁申請が保留されている間は、停止しておくものとし、ベルウェザー仲裁のプロセス中、一括手続に含まれる残りの仲裁申請は、処理、管理、または仲裁判断を行わないものとし、かかる仲裁申請の手続費用またはその他の管理費用は、いずれの当事者からも仲裁人に支払う必要がないものとし、本条項に反して、いずれかの当事者がベルウェザーの結果を待っているベルウェザー以外の仲裁を仲裁人に申し込んだ場合、両当事者は仲裁人がこれらの申請を保留することに同意するものとし、

すべての当事者は、仲裁申請が同一の事象または事実関係に起因または関連しており、同一または類似の法的問題を提起して、同一または類似の救済を求めている場合、「実質上同様の性質」と見なすことに同意します。いずれの当事者も、(i) ベルウェザー仲裁手続が適用可能もしくは執行可能か、(ii) 特定の申請が一括手続に含まれるかどうか、(iii) 一括手続内の申請がセクション 27.3 を含む本契約の規定どおりに手続されているかどうかといった仲裁開始時の判断を下す単独の常任管理仲裁人（以下「**管理仲裁人**」）の任命を仲裁人に請求できます。管理仲裁人による当該紛争の解決を速めるため、両当事者は、紛争の迅速な解決に必要な手続を管理仲裁人が指定できることに同意します。管理仲裁人の費用は、Zoom が支払うものとし、

両当事者は、各ベルウェザー仲裁が、最初の審査前検討会から 120 暦日以内に完了するよう、仲裁人と誠実に協働するものとし、両当事者は、ベルウェザー仲裁プロセスが、ベルウェザー仲裁の選出から漏れた個人の申請も含め、一括手続を解決するために全体としてより迅速かつより効率的かつより低コストのメカニズムを実現するために設計されていることに同意します。

両当事者は、ベルウェザー仲裁の解決後、一括手続を構成する残りすべての仲裁申請に一括して同じ結果を適用する調停（「**グローバル調停**」）に取り組むことに同意します。グローバル調停は、ベルウェザー仲裁を管理する仲裁人が管理するものとし、両当事者が一括手続を構成する残りの仲裁申請を調停後 30 暦日以内に解決できない場合、両当事者が相互に書面で同意しない限り、一括手続を構成する残りの仲裁申請は、仲裁人が仲裁人の規則に従って個別に手続と管理を施すものとし、いずれの当事者も、新たに提起された申請に対し仲裁開始時の判断を下す管理仲裁人の任命を仲裁人に請求できます。

両当事者とも、ベルウェザー以外の仲裁の一括手続に関連する手続費用をベルウェザー仲裁およびその後のグローバル調停が決着するまで延期して、ベルウェザー仲裁の手続費用および管理費用を支払うことを含め、ベルウェザー仲裁プロセスを実施するために誠意をもって仲裁人と協議すること、ならびに、仲裁の時間および費用を最小限に抑えるためのあらゆる措置に協力することに同意します。なおかかる措置の例としては、(i) 証拠開示手続専任担当者紛争の解決において仲裁人を支援する証拠開示専門担当者（スペシャルマスター）の任命、および (ii) 仲裁手続の短縮日程の採択などが考えられます。このベルウェザー仲裁条項は、決してあらゆる種類のクラスアクション、集合的訴訟、もしくは大量訴訟、または共同訴訟もしくは併合請求を含む仲裁を許可するものとしては解釈されないものとし、ただし本条項で明示的に規定されている場合は、この限りではありません。1 年以内に手続を行うという要件を含め、一括手続に含まれる申請一つひとつに適用される、下記セクション 27.10 の制限条項は、いずれかの当事者が仲裁前申請を行ってから両当事者が仲裁人に仲裁申請を提起するまでの間、停止しておくものとし、

**27.8 解決の提案および裁定結果の提案。** お客様または Zoom は、仲裁審査予定日の 10 暦日前までに、相手方当事者に対し、指定された条件での判定を認める旨を書面で提案できます。かかる提案が受諾された場合、その提案に受諾証明を添えて、仲裁人に提出するものとし、かかる仲裁人は適宜審査を開始するものとし、かかる提案は、仲裁審査前に受理されなかったか、提案から 30 暦日以内に受理されなかった場合は、いずれか早い方のタイミングで取り下げられたものと見なされるものとし、かかる提案は仲裁時に証拠として提出できません。一方の当事者からの提案を相手方当事者が受諾せず、相手方当事者にとって比較的好ましくない裁定結果が下されたとしても、該当する相手方当事者は、提案後の費用を回収してはならず、かつ提案側当事者の提案後の費用を支払うものとし、かかる費用は、解決の提案の趣旨に限られ、裁定された損害額を超えず、法により回収可能な範囲で、合理的な弁護士費用を含む可能性があります。

大量手続での解決の提案または裁定結果の提案に関する紛争は、かかる提案が同一の重要な条件を含む限り、単一の仲裁人によって解決されることに両当事者は同意します。代理人を立てた仲裁については、当事者の代理人である弁護士が、提案に関わるすべての仲裁申立人または被申立人のそれぞれに解決の提案または裁定結果の提案を伝えることに同意します。

**27.9 仲裁費用。** 一括手続（セクション 27.7 参照）に別途規定がある場合を除き、手続、管理、および仲裁人の費用を支払うお客様の責任は、該当する仲裁人の規則で規定されている範囲に限定されるものとなります。お客様の総月間収入額が、連邦の貧困ガイドラインの 300% を下回る場合、お客様には仲裁申請料と費用の免除を受ける資格が認められる場合があります。

**27.10 1 年以内の手続義務。** 適用法により認められる限り、本契約に基づく請求または訴因（セクション 27.2 (2) に基づく紛争の除外を適用）は、ほかの時効にかかわらず、該当する請求または訴因が発生してから 1 年以内に提起するものとし、提起されなかった請求または訴因は、永久に提起できなくなるものとなります。両当事者が上記セクション 27.3 で義務付けられた非公式の紛争解決プロセスに取り組んでいる間は、時効および仲裁費用の期限が停止されるものとなります。

**27.11 拒否。** お客様は、(i) お客様が既存ユーザーの場合は 2023 年 4 月 1 日から 30 暦日以内、(ii) お客様が新規ユーザーの場合はアカウント作成日から 30 暦日以内に opt-out@zoom.us にメールを送信することにより、本仲裁条項を拒否し、仲裁を拒否できます。お客様の拒否通知は、個別に行う必要があります。かつお客様個人の Zoom アカウントに関連付けられたメールアドレスから送信する必要があります。複数の当事者の拒否を意図した拒否通知は、参加している個人全員の拒否が無効となります。いかなる個人（またはその代理人もしくは代表者）も、ほかの個人に代わって拒否することはできません。お客様の拒否通知には、お客様の氏名、住所、お客様の Zoom アカウントに関連付けられたメールアドレスに加え、本仲裁合意を拒否する旨の明確な声明が記載されている必要があります。お客様が拒否すると、かかる拒否は本仲裁合意および以前のすべてのバージョンに適用され、いずれの当事者も相手方当事者に紛争の仲裁を強制する権限を持たないこととなります。ただし、本仲裁合意の残りすべての部分は、引き続きお客様に適用されるものとし、かつ本仲裁合意の拒否は、お客様が将来当社と締結する可能性のあるほかの仲裁合意には影響を与えないものとなります。

**27.12 分離可能性。** 上記のセクション 27.6 に規定されている場合を除き、本仲裁合意のなんらかの条項が違法または執行不可能であると判明した場合、該当する条項は取り消されます。ただし、残りの条項は引き続き適用され、取り消された条項を含めて、本セクションの当初の意図にできる限り近い形で解釈されるものとなります。

## 28. 匿名化された集計データ

お客様は、匿名化され、個人を特定できない方法で、お客様およびお客様のエンドユーザーによる本サービスおよびソフトウェアの使用に関わる技術的データおよびその他のデータ（「匿名化された集計データ」）を Zoom が取得し、集計すること、ならびに本契約の期間中および期間終了後に、業界ベンチマークまたはベスト プラクティス ガイダンス、推奨事項、または同様のレポートを作成するなどの目的で、適用法に準拠して、匿名化された集計データを使用し、お客様またはその他のお客様とは無関係なお客様に提供された本サービスおよびソフトウェアの分析、開発、改善、サポート、または運用などを行うことを認めます。

## 29. US 州法のプライバシー補遺

Zoom がお客様へのサービス提供において、お客様の個人データ、個人情報、個人を特定可能な情報を処理する場合、お客様は Zoom がお客様の代理として行動し、お客様が当該処理における方法と目的を決定することを認めるものとします。

お客様が (i) 「事業者」であり、当社がお客様に代わって「個人情報」（これらの用語は、2018 年カリフォルニア州消費者プライバシー法によって定義され、2020 年カリフォルニア州プライバシー権法によって改正された定義に沿って解釈）を処理する場合、(ii) 「管理者」であり、当社がお客様に代わって「パーソナルデータ」（これらの用語は、ほかの該当する米国州のデータ プライバシー法の定義に沿って解釈）を処理する場合、または (iii) お客様が (i) と (ii) の両方の基準に当てはまる場合は、本記載により、参照を通じて Zoom の [US 州法プライバシー補遺](#) が組み込まれ、お客様の「個人情報」および「パーソナルデータ」に対する当社の「処理」に適用されます（これらの用語は、前述の法による定義に沿って解釈）。

### 30. 米国連邦政府およびその他の行政機関ユーザー

本セクション 30 は、お客様が米国連邦政府などの政府、または連邦、州、もしくは地方自治体政府のなんらかの機関または団体を含む行政機関であるか公的機関である場合に適用されます。本ソフトウェアは「商用コンピュータソフトウェア」、本サービスは「商用サービス」（48 C.F.R. § 2.101 の定義に沿って解釈）であり、48 C.F.R. § 252.227~7014 (a) (1) で定義され、48 C.F.R. §§ 12.212 および 227.7202 で使用されているとおりの意味で、「商用コンピュータソフトウェア」を構成します。本商用コンピュータソフトウェアおよび関連ドキュメントは、お客様もしくはお客様のエンドユーザーが使用できるように、本契約の諸条項に従ってほかのすべてのエンドユーザーに付与される権限のみとともに、お客様に、もしくはお客様の代理人によってお客様のエンドユーザーに提供されます。本契約は、（一例として）「12.3 価格設定の変更」、「12.7 支払い不履行による終了または停止」、「14 期間の終了および停止」、「15 本契約の変更」、「25 免責」、「27 紛争の解決、仲裁合意、および集団訴訟の放棄」、「33.3 支配法、裁判管轄および裁判地」の各セクションを含み、お客様の法域の適用法により、該当する条項を受け入れることが禁止されていない限り、お客様に適用されるものとします。上記の理由により本契約のいずれかの条項が禁止されている場合、該当する条項は、適用法を満たすために合理的に必要な範囲に限り、かつ本契約および該当する条項が記載された効果を最大限発揮できるようにして修正されるものとします。

### 31. ポリシー、データ処理補遺

**31.1 プライバシー ステートメント。** お客様は、当社の [プライバシー ステートメント](#) に同意するとともに、当社のパーソナルデータの収集、共有、および処理（場合により整理、構造化、保存、使用、開示などを含む）が、当社の [プライバシー ステートメント](#)、および該当する場合は当社の「[Global Data Processing Addendum](#)」および「[US 州法プライバシー補遺](#)」に準拠することについて通知を受け、認識し、同意します。

**31.2 ガイド、通知、およびその他のポリシー。** お客様は、[zoom.us/legal](https://zoom.us/legal) にある、該当するガイド、ステートメント、通知およびポリシー（当社の「[Zoom Phone 利用規程](#)」、「[Zoom Phone 番号規定](#)」、「[利用ガイドライン](#)」、「[Zoom Phone Communications, Inc. 911 緊急通話サービスに関するお客様への通知](#)」、「[Zoom Voice Communications, Inc. 911 緊急通話サービスに関するお客様への通知（カナダ）](#)」、「[Zoom Phone 緊急通話サービスに関するお客様向けの通知（世界共通）](#)」、および「[政府要請ガイド](#)」を含む）を了承し、これに同意するとともに、お客様もしくはお客様のエンドユーザーによる本サービスの利用は、これらのガイド、通知、およびポリシーの対象となることについて通知を受け、認識しています。

**31.3 データ処理補遺。** ビジネス、エンタープライズ、教育機関向けのいずれかのアカウントのアカウントオーナーが、本サービスを利用するご都合上、なんらかのデータ処理契約に従ってエンドユーザーのパーソナルデータを処理するよう Zoom に求める場合、Zoom は「[グローバル データ処理補遺（英語）](#)」の対象となっているパーソナルデータを処理するものとします。

### 32. マーケティング

お客様は Zoom に対し、(i) 顧客としてお客様を特定し、Zoom のマーケティング素材（Zoom のウェブサイト、メール、プレゼンテーション、パンフレットなど）でお客様のロゴを使用する許可および権限、および (ii) Zoom のお客様としてのお客様の体験に関するコンテンツ（書面によるケーススタディ、ケーススタディ ビデオなど）を開発する許可および権利を付与します。本セクション 32 の前述の条項 (ii) に基づいて作成されるコンテンツは、お客様との協力によって作成され、かつお客様の書面による承認が得ら

れた場合にのみ使用されます。Zoom は、本セクション 32 (i) に従ってお客様から提供された商標を、使用前にお客様が書面で当社に提供する合理的なブランドガイドラインに従って使用します。

### 33. 雑則

**33.1 譲渡、継承人および譲受。** お客様は、当社の書面による事前の明示的な同意がない限り、本契約に基づく権利の譲渡、もしくは義務の移転ができません。本条項に違反する譲渡または移転はすべて無効とします。当社は、(i) 当社の資産の全部または実質の全部が合併、買収、または売却された場合、または (ii) 当社の関連会社に対しては、お客様への事前通知なしに随時、当社の権限を譲渡し、本契約に基づく当社の義務の一部または全部を譲渡できるものとします。本契約は、両当事者およびそれぞれの許可を受けた継承者および譲受人を拘束し、その利益のために効力を生じます。

**33.2 契約の主体。** お客様の Zoom アカウントが請求先/販売先の住所がインドにある場合、本契約に基づく契約主体は、Zoom の関連会社である ZVC India Pvt Ltd となるものとします。

**33.3 準拠法、管轄地域、管轄裁判所。** 本契約の解釈、構成、履行および執行を含め、本契約に起因または関連するすべての事柄については、法の抵触の原則にかかわらず、米国カリフォルニア州の法律が適用されます (ただし、仲裁に関する条項には、連邦仲裁法が適用されます)。セクション 27 に別途既定のある場合を除き、両当事者は、カリフォルニア州サンタクララ郡に位置して同郡に仕える州裁判所、およびカリフォルニア州北部地区の連邦裁判所の専属的な管轄権に同意するものとします。上記にかかわらず、お客様と Zoom は、お客様または当社のいずれかが米国特許審判部 (PTAB)、米国商標審判部 (TTAB)、米国特許商標庁 (PTO)、米国著作権局、または、国外の特許、商標、もしくは著作権の管理当局でなんらかの手続 (無効手続を含む) を開始することを本条項が妨げないことに同意します。ただし、かかる手続が、お客様または Zoom の所有または譲渡した著作権、特許権、商標権、その他の知的財産権の有効性、執行可能性、または執行不能性に関連する場合は、この限りではありません。お客様が本契約下における消費者として行動し、欧州連合 (EU) 加盟国、欧州経済領域、または英国に居住している場合、お客様が常々居住している場所でお客様に適用される法に従い、合意によって軽減されない条項がお客様に与える保護が、前述の準拠法の選択によって奪われることはありません。

**33.4 言語および翻訳。** 本契約に基づくすべての通知および連絡は、英語で提供される必要があります。当社が本契約の英語版を翻訳したものを提供した場合、万一、矛盾や不一致が生じた際には、本契約の英語版が優先されます。

**33.5 合併、統合。** 本契約は、お客様と Zoom の最終的な合意を構成し、具体化するものであり、該当する主題に関するお客様および当社の合意の完全かつ排他的な表現を含んでいます。本契約の主題に関するお客様および Zoom の過去または同時期のすべての文書、交渉および協議は、明示的に本契約に統合され、本契約で上書きされるものとします。当社は、本契約または注文フォームに含まれる条件とは別に、追加の条件もしくは異なる条件がお客様から提示されたとしても、かような追加の条件もしくは異なる条件の一切に明示的に反対し、決して同意しません。本契約もしくは注文フォームの規約および条件を追加、修正、または変更するためにお客様によって提示されるあらゆる規約および条件は、(i) なんらかの購注文、メール通信、請求書または請求書プロセス、または事前印刷済みのフォームに記載されたテキストもしくは情報、または (ii) 提案の依頼、入札の依頼、情報の依頼、もしくはアンケートに含まれる規約および条件を含め一切、当社への拘束力を持たないことをお客様は認めます。本契約を締結するにあたり、お客様と Zoom のいずれも、本契約に明示的に含まれる範囲を除き、相手方当事者のいかなる陳述、表明、保証または合意にも依拠しません。

**33.6 代理関係の否定。** Zoom およびお客様は独立した契約者であり、代理に関する連邦または州のコモンローのいずれかを基準にしたとしても、本契約を締結することで、明示的または黙示的な代理関係を確立する意図は、Zoom またはお客様のいずれにもありません。

**33.7 サードパーティの権限または救済策の否定。** 本契約は Zoom とお客様以外の何者かに強制力のある権利または救済を与えず、また与えることを意図するものでもありません。

**33.8 通知。** 当社からお客様への通知は (i) お客様のアカウント情報に登録されているお客様のメールアドレスにメール、(ii) 書面での通信文は国内で定評のある翌日配達サービスを利用した手紙、または (iii) お客様のアカウント情報に登録されているお客様の住所に宛てた発払いの有料普通郵便で、送信できます。お客様には、記録されているお客様のメールアドレスおよび物理的住所が常に最新であるよう徹底する責任があります。お客様は、当社のシステムに登録されている、その時点で最新のメールアドレスまたは物理的住所に送付された通知が、お客様に対する適切かつ拘束力のある通知と見なされることに同意し

ます。お客様は、全国的に認められた夜間配達サービスまたは料金支払い済みの第一種郵便を使用した、Zoom宛ての手紙により、当社への通知（Zoomが受理した時点で通知が行われたと判断）を行うものとします。かかるZoomの宛先は、「Attention Legal Dept., Zoom Communications, Inc., 55 Almaden Blvd, San Jose, CA, 95113, Suite 600, USA」とします。

**33.9 分離可能性。**本契約のいずれかの条項が無効、違法、または執行不能と判断された場合でも、本契約の残りの条項の有効性、合法性、および執行可能性は、いかなる形であれ、一切影響を受けず、損なわれません。お客様およびZoomは、本契約の無効、違法、または執行不能な部分が、当初の最大の効果および意図を最大限、保持して解釈されることを意図します。無効、違法、または執行不能な部分が成り立たなくなる場合、無効、違法、または執行不能な部分は本契約から除外され、かつ本契約の残りの部分は完全に有効性を保持するものとします。

**33.10 存続。**機密情報、Zoomの所有権、お客様からZoomに付与されるライセンスの権限、支払い義務、保証の免責、補償、仲裁、および賠償責任の制限に関わる条項を含め、本契約のあらゆる条項は、その性質ゆえに、本契約の終了もしくは有効期間満了後も効力が存続するものとします。

**33.11 権利放棄。**Zoomが本契約に基づくなんらかの権限を行使しなかったこと、または本契約のなんらかの条件もしくは条項を執行しなかったことで、該当する権限、条件、条項が現在もしくは将来、除外されることはありません。いかなる権利放棄も、Zoomの正当な権限を持つ代表者が書面に署名してかかる権利を放棄していない限り、Zoomに対して効力を持ちません。

**33.12 解釈。**本規約に含まれる見出し、キャプション、またはセクションのタイトルは、便宜上付けられたものであり、いかなる状況であれ、なんらかのセクションまたは条項が定義または説明となることはありません。すべての用語は、単数形で定義されていても、文脈に合い、かつ特に別途指定がない限り、複数形の意味を含むものとします。本契約で「たとえば」または「含む」または「など」という用語、もしくはその変形が使用されている場合、「これに限定されない」という文言が続いているものとして解釈します。

## 34. 定義

本契約には、以下の定義が適用されます。サービスに特化した定義は、Zoom [サービスの説明](#)に記載されています。

「**カスタマーデータ**」とは、Zoomが本契約の条項を履行し、本サービスへのアクセスを提供できるように、Zoomに提供される情報（会社名、請求先住所、納税者ID番号、VAT登録番号、連絡先名および連絡先情報など）を意味します。

「**エンドユーザー**」とは、本サービスを使用するホストまたは参加者を意味します。

「**ホスト**」は、Zoom [サービスの説明](#)で付与されている意味です。

「**初期サブスクリプション期間**」とは、注文フォームに明記されている本サービスの最初のサブスクリプション期間を意味します。

「**法**」とは、Zoomによるサービスもしくはソフトウェアの提供およびお客様によるサービスもしくはソフトウェアの利用に適用される、米国または米国以外の国、地域、州、地方または地域のすべての法律、法令、規則、規制、条例、行政裁定、判決、命令、指令、またはポリシーを意味します。

「**ミーティング**」の意味は、Zoom [サービスの説明](#)で付与されているとおりです。

「**参加者**」の意味は、Zoom [サービスの説明](#)で付与されているとおりです。

「**電話のホスト**」の意味は、Zoom [サービスの説明](#)で付与されているとおりです。

「**所有権**」とは、あらゆる著作権、特許、取引上の秘密、ノウハウ、商標、サービスマーク、商号、パブリシティ権、もしくはその他の知的財産または所有権を意味します。

「**更新期間**」とは、注文フォームに明記されている当初サブスクリプション期間または別の更新期間の後に、更新によって始まるサービスサブスクリプション期間を意味します。

「サービス」は、(i) サービスの説明で説明されているとおり、かつ本契約を参照する注文フォームの記載どおりにお客様に提供される任意のサービス、(ii) 「サービスの説明」に記載されていてもいなくても、Zoom がその独自の裁量により、本契約に関連してお客様に提供する任意の無料サービス、(iii) 私たちのその時点のドキュメント、本契約を参照する注文フォームのいずれかまたは両方に従って Zoom からお客様に提供するサポート サービス、および (iv) Zoom ウェブサイト (Zoom のウェブベース アプリケーションのあらゆるアクセスまたは利用を含む) を意味します。

「税金と手数料」は、お客様に対する本サービスの提供またはその利用に関連して課される、適用されるすべての売上税、使用税、環境税または規制税 (付加価値税を含む)、料金、関税、税 (通関税を含む)、または同様の性質のその他の料金、課徴金または査定 (前記のいずれかの支払いの失敗または遅延に関連して支払われるべき罰則金または利息を含む) を意味します (ただし Zoom に課される所得税は除外)。

「VAT」とは、欧州連合加盟国でかかる税に代えて課されるか、もしくはかかる税に加えて課されるか、またはほかの場所で課されるかどうかにかかわらず、Zoom がお客様に提供する本サービスにつながりもしくは関連性のある形で課される一切の付加価値税、および同様の性質を持つその他の税、あらゆる物品およびサービス税、PIS / COFINS、類似のあらゆる間接税を意味します。

「Zoom のウェブベース アプリケーション」とは、Zoom のウェブサイトを通じて提供され、プラグインまたはソフトウェアが一切ダウンロードされなくても、お客様およびエンドユーザーにウェブブラウザでミーティングに参加する能力を提供する、Zoom のウェブクライアントを意味します。

「Zoom のウェブサイト」とは、<https://zoom.us/> にある Zoom のウェブサイト、または Zoom が随時メンテナンスを施すことができる、ほかのウェブサイトを意味します。

## 利用規約の更新情報:

セクション 10 を更新して Zoom のデータ使用慣行を明確にし、Zoom のライセンス範囲を縮小して、AI モデルのトレーニングにオーディオ、ビデオ、チャットに関するカスタマー コンテンツを使用しないことを明確に示しました。

### 概要

Zoom ブログ

お客様の声

弊社のチーム

採用情報

インテグレーション

パートナー

投資企業

プレス

持続可能性と ESG

Zoom Cares

メディアキット

How to Video

開発者プラットフォーム

ム

Zoom プロモーション  
ストア

## ダウンロード

ミーティングクライアント

Zoom Roomsクライアント

Zoom Roomコントローラ

ブラウザ拡張機能

Outlook プラグイン

iPhone/iPad アプリ

Androidアプリ

Zoomバーチャル背景

## 営業担当

1.888.799.0125

セールスへの問い合わせ

プランと価格

デモリクエスト

ウェビナーとイベント  
リスト

## サポート

[Zoomをテストする](#)

[アカウントページ](#)

[サポートセンター](#)

[ラーニングセンター](#)

[フィードバック](#)

[お問い合わせ](#)

[アクセシビリティ](#)

[デベロッパー サポート](#)

[プライバシー、セキュ](#)

[リティ、リーガルポリ](#)

[シー、現代奴隷法トラ](#)

[ンスペアレンシー・ス](#)

[テートメント](#)

**言語**

Copyright ©2024 Zoom

日本語  
Communications, Inc. All rights

reserved. [規約](#) [プライバシー](#)

[ス](#) [ン](#) [ガ](#) [ラ](#)

[頁](#) [1](#) [の](#) [目](#)

[プライバシーの選択](#)

[優先設定](#)